

## 「第4次山形県DV被害者支援基本計画（仮称）」の策定について

### 1 次期計画策定の趣旨

平成28年3月に策定された「山形県DV被害者支援基本計画」が令和2年度で計画期間を終えることから、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」（以下、「DV防止法」）に基づき政府が策定した「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等のための施策に関する基本的な方針」に即して、これまでの取組みの成果・課題、昨今の社会情勢の変化、本県の特徴・特性、令和元年度に実施した「令和元年度ワーク・ライフ・バランス、男女共同参画及び女性活躍に関する県民意識・企業実態調査」（以下、県民意識調査）を踏まえ、県、市町村、関係機関、ボランティア・NPO等が連携して推進する、今後の施策の展開方向を示す新たな計画を策定する。

### 2 計画の位置付け

- 「DV防止法」第2条の3第1項の規定に基づく都道府県基本計画
- 「次期山形県男女共同計画（仮称）」に掲げる、女性に対するあらゆる暴力の根絶に関する施策の達成をめざすための計画

### 3 計画の期間

令和3年度(2021年度)から7年度(2025年度)までの5年間

### 4 現計画策定後の情勢の変化

#### (1) 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等のための施策に関する基本的な方針の改正（令和2年3月23日）

<改正の概要>

- ① 児童虐待防止対策と配偶者からの暴力の被害者の保護対策の連携強化
- ② 民間シェルター等の民間団体の活用
- ③ SNS等による若年層への教育啓発
- ④ 加害者更生

#### (2) 婦人保護事業の運用面における見直し方針について（令和元年6月21日）

- ① 他法他施策優先の取扱いの見直し（令和元年7月18日通知改正）
- ② 一時保護委託の対象拡大と積極的活用（同通知改正）
- ③ 婦人保護施設の周知・理解、利用促進（同通知一部改正）
- ④ 携帯電話等の通信機器の使用制限等の見直し（⇒調査研究）
- ⑤ 広域的な連携・民間支援団体との連携強化（⇒支援のあり方を検討）
- ⑥ SNSを活用した相談体制の充実（⇒調査研究）

- ⑦一時保護解除後のフォローアップ体制等の拡充（⇒支援方策を検討）
- ⑧児童相談所との連携強化等（児童福祉法等の一部改正）
- ⑨婦人保護事業実施要領の見直し（⇒整理）
- ⑩母子生活支援施設の活用促進（同通知改正）

### (3) 山形県におけるひとり親家庭対策の強力な推進

#### 【主な事業】

- ①ひとり親家庭の県内移住・定着の応援【令和2年度新規事業】
- ②ひとり親家庭の資格取得の応援【令和2年度一部新規事業】
- ③ひとり親家庭応援センターの運営
- ④ひとり親家庭の子どもの生活・学習支援
- ⑤就職活動、技能習得のための通学、仕事、学校行事、病気、冠婚葬祭などの際、ひとり親家庭に家庭生活支援員を派遣し援助

### (4) 頻発する自然災害や新型コロナウイルス感染症の発生

- 災害や感染症の危機下において、不安やストレスなどによりDVや児童虐待、性被害の増加が懸念される。
- 本県では令和2年4月にSNSを活用して相談窓口の周知を実施した。
- 政府においても、令和2年4月20日から「DV相談+（プラス）」を開始するなど、DV被害者に対する相談と保護に力を入れる対策を打ち出している。

### (5) DV防止法で定める市町村計画の策定状況

基本計画策定市町村数

2市（H28.4.1現在） → 16市町村（R2.4.1現在）  
21市町村（R2年度末見込み）

## 5 計画の視点

- (1)被害者の立場に立った切れ目のない支援
- (2)関係機関等の連携
- (3)安全の確保への配慮
- (4)アフターコロナ・ウィズコロナを見据えた対策

## 6 今後重点的に取り組むべき施策の論点（たたき台）

### (1)相談しやすい環境づくり

県民意識調査の結果では、DV被害を受けた経験がある一方、友人・知人・親族等への相談にとどまったり、誰にも相談しなかったとの回答が上位を占めており、また、一時保護件数が減少していることから、被害者が必要な支

援に結び付いていないことが懸念されるため、より相談しやすい環境を整備するとともに、相談窓口の周知を強化する必要がある。

## **(2) 児童虐待防止対策と配偶者からの暴力の被害者の保護対策の連携強化**

児童虐待の背景にDVがある例が増加していることから、児童福祉との連携を強化する必要がある。

## **(3) SNS等による若年層への教育啓発**

デートDV、JKビジネス問題、性暴力・性被害に遭った10代の女性への支援等の課題を含め、暴力を許さない社会づくりを実現するために、SNSなど若い世代に伝わりやすい媒体を活用して、若い世代に重点化した予防啓発を行う必要がある。

## **(4) ひとり親支援と連携した自立支援**

同伴児童がいる被害者が多いことから、ひとり親家庭応援センターと連携するなど、被害者の自立支援についてはひとり親に対する支援との連携を強化する必要がある。